

～国民健康保険・後期高齢者医療だより～

交通事故等に遭ったら必ず届出をしましょう

交通事故など、第三者（他人）行為によって傷病等を受けた場合でも、健康保険を使用し治療を受けることができます。しかし、第三者行為により受けた傷病等の医療費は、加害者が全額を負担するのが原則であり、健康保険を使用し治療を受けた場合、被害者の医療費を一時的に立替え、あとで加害者に請求します。

そのため、健康保険を使用し治療を受ける場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を町民課国保年金係へ提出して下さい（自損事故の場合も届け出てください。届出書は役場町民課にあります）。

▶事故に遭ったら

- ①すぐに警察へ届け出る
（けが等があったら人身事故として処理してもらう）
 - ②事故の状況を確認する
（いつ・どこで・どんなふうに事故に遭ったか）
 - ③相手方の氏名・住所・連絡先・自賠責保険等の会社名及び番号等情報を確認する
（立替えた医療費を後日加害者へ請求するために重要な情報となる）
- ※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると健康保険が使用できなくなります。必ず国保年金係に相談してください。

届出を忘れずに！



▶次の場合は健康保険が使いません

- ①雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
- ②犯罪行為や故意の事故
- ③飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故



●問合せ 町民課国保年金係 ☎ 2 1 1 3

～国民年金だより～

学生納付特例をご存知ですか？

学生の方が、保険料の未納期間を理由に将来老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取れなくなること防ぐため、本人が申請することで保険料の納付が猶予される制度があります。

学生納付特例の期間は年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

申請は4月～翌年3月の年度ごとで、毎年4月1日から受付可能です。

●対象となる方

大学（大学院）、短大、高等（専門）学校、専修学校等に在学しており、前年所得が基準以下の方

●基準となる所得

$$\boxed{128 \text{ 万円}} + \boxed{\text{扶養親族等控除額}} + \boxed{\text{社会保険料控除額等}} \geq \boxed{\text{本人の前年所得}}$$

●申請に必要なもの

- ①在学期間がわかる学生証のコピー（裏面に有効期限等の記載がある場合は裏面のコピーを含む）または在学証明書（原本）
- ②基礎年金番号通知書またはマイナンバーカード
- ③申請書（役場町民課にもあります。）

●提出先 町民課国保年金係または年金事務所

●問合せ 町民課国保年金係 ☎ 2 1 1 3 佐原年金事務所 ☎ 1 4 4 2